

ブルネイ・ダルサラーム

<b>第1章 法と規則</b>	<b>1</b>
1. 特許	1
2. 意匠	3
3. 商標	4
4. 地理的表示	6
5. 著作権	7
6. 不正競争防止	9
7. 営業機密	9
8. 集積回路の回路配置	9
9. 植物品種	11
10. 伝統的な知識・民間の伝承・遺伝子	11
<b>第2章 手続きに関する説明</b>	<b>12</b>
1. 特許の出願/登録手続き	12
2. 意匠の出願/登録手続き	13
3. 商標の出願/登録手続き	14
4. 特許出願のフローチャート	16
5. 意匠出願のフローチャート	17
6. 商標出願のフローチャート	17
<b>第3章 権利行使の手続き</b>	<b>18</b>
1. 刑事上の権利行使	18
2. 民事上の権利行使	18
3. 税関での取締り	19
<b>第4章 知的財産に関する各種統計</b>	<b>20</b>
1. 特許出願と登録件数	20
2. 意匠出願と登録件数	21
3. 商標出願と登録件数	21
4. 権利行使の統計(統計なし)	21
<b>第5章 知的財産関係官庁</b>	<b>22</b>
1. 登録関係官庁	22
2. 権利行使関係官庁	22
<b>第6章 知的財産権法律事務所情報</b>	<b>24</b>

## ブルネイ・ダルサラーム

### 第1章 法と規則

#### 1. 特許

##### 1) 根拠法

特許を規定する法律は2011年の特許令（2012年1月1日施行）である。

##### 2) 一般規定

###### 定義

特許は、ブルネイ・ダルサラーム特許登録局（Brunei Darussalam Patent Registry）への登録により保護を得た発明の所有者に与えられる権利で、本人の同意なしに、他人が当該発明を利用、コピー又は実施することを禁じる権利である。

###### 特許性

以下の条件を満たす発明が特許の要件を満たす。

- \* 新規性があること。世界で場所や方法を問わず、公衆に知られていない発明。
- \* 進歩性があること。既存の製品や製法より改良されているもの。
- \* 産業上利用できる発明。有用で実用化が可能なこと。農業を含むいずれかの産業で利用が可能なこと。

###### 不特許発明

- \* 公序良俗に反するもの。
- \* 人体又は動物の手術又は治療法に関する発明は産業上の利用が不可であるとし特許の要件を満たさない。

###### 保護システム

発明の所有者は発明を登録する権利を有す。出願人が発明者でない場合は、譲渡、雇用関係、契約により発明の所有者となることができる。

###### 保護期間

特許は年次の更新料を支払うことにより出願後20年間保護される。

###### 権利維持

特許維持のため年次の更新料は5年目以降20年目まで毎年支払いが必要。

###### 特許の再登録のための移行措置

2011年特許令により、1925年発明法が廃止されたが、移行措置として、1925年発明法に基づく（指定国で付与された）特許（qualifying patent）の再登録の継続を以下の通り認めている。

- \* 2012年1月1日以前に申請された再登録出願は旧法に基づき処理される。
- \* 2012年1月1日以前の3年以内に付与され、同日に有効である特許は、2012年1月1日から2年以内に旧法に基づき再登録出願の対象となる。
- \* 2012年1月1日現在で審査中の出願は、特許付与から12ヶ月以内に旧法に基づき再登録出願の対象となる。
- \* 全ての再登録特許は特許の効力を維持するため、特許料（年金）の支払いの対象となる。

- \* これらの特許の期限は、英国、マレーシア、シンガポールで無効となっていない限り、再出願の日から20年間である。特許料(年金)の支払いは、外国での基礎出願が更新を求める日付時点で無効となっていないという証拠を合わせて提示しなければならない。
- \* 年金の最初の支払日は、基礎出願の出願日から4年目の同日である。それ以降の支払日は出願から20年目の特許の終了まで毎年の当該日である。

注記： 1925年発明法では英国、マレーシア、シンガポール（イギリスを特定した欧州特許を含む）で付与された特許の再登録の簡単な手続きが規定されていた。その中では、ブルネイでの特許維持のための年金の記載はなく、出願時に出願料の支払いのみが科された。

## 特許権

特許権者は20年間、発明に対し排他的又は独占的な実施権を有し、他人が、特許権者の同意なしに特許を実施し模倣することを禁じている。

## 侵害と見なされる行為

特許権者の同意なしにブルネイ国内で以下の行為を行うことは侵害とされる。

- \* 製品特許の場合、製品の製造、売却、売却の申し出、利用、輸入、売却のための保管をすること。
- \* 製法特許の場合、特許権者の同意がないことを承知でブルネイで製法を利用するか又は利用の申し出をすること。
- \* 私的な非営利目的での行為又は発明に関する実験目的での行為は侵害に当たらない。

## 権利の消滅

特許権者が年次の特許料を支払わない場合、特許権は消滅する。

## 取消し

以下の場合、長官への申請により特許の無効を求めることができる。

- \* 発明が特許の要件を満たさない場合。
- \* 権利のない者に特許が付与された場合。
- \* 明細書が発明の詳細を明確に完全に記載しておらず、その技術分野で知識を有する者の実施に耐えない場合。
- \* 特許明細書の記載が出願書類の記載の圏を逸脱している場合。
- \* 特許出願又は特許に対し補正を認めるべきではなかった場合。
- \* 発明の開示が十分でない場合。
- \* 特許権者でない者が特許を取得した場合。
- \* 特許が不正に取得された場合。
- \* 優先日が同日であり、同一の当事者又は役職上の後継者により出願された同一の発明についての2件以上の特許の一つである場合。

## 強制実施権

利害関係者は、特許の強制実施権の付与が不正競争防止のために必要である場合に、強制実施権の付与を裁判所に申請することができる。

裁判所は以下の場合に強制実施権を付与する。

- \* ブルネイで特許が付与された発明に対する市場がある場合。
- \* 市場への供給が行われていない場合。
- \* 特許権者が市場に供給できない正当な理由がない場合。

## 2. 意匠

### 1) 根拠法

意匠を規定する法律は1999年緊急(工業意匠)命令(2000年5月1日施行)である。

### 2) 一般規定

#### 定義

「工業意匠」は、工業的な利用により、物品に対し使われた形、形状、模様であり、視覚に訴え、視覚的に判断されるものであるが、以下は含まれない。

- \* 設計法、設計原則
- \* 物品の形又は形状で、物品の機能にかかわるもの及び物品と一体不可分として考案されたが、実際には物品から独立したもの

#### 登録要件

意匠は出願日(優先日)において新規でなければならない。

意匠又は類似意匠は、出願日以前に、ブルネイ又は他の場所で登録、公開、実施、販売されていなければ、新規である。

#### 意匠として登録できないもの

- \* 物品の外観が形状のないもの
- \* 公開や利用が公序良俗に反するもの
- \* 彫刻作品
- \* 壁面の飾り版、メダル
- \* 主として文学・芸術的性格の強い印刷物

#### 保護システム

意匠の所有者は意匠を登録する権利を有す。意匠の所有権は書面による譲渡、雇用関係又は契約によって移転できる。

#### 保護期間

ブルネイで登録された意匠は出願日から5年間保護される。5年ごとの更新料の支払いにより、最長15年間の保護が得られる。

#### 権利の維持

5年ごとに2回、更新料を支払うことで権利は維持される。

#### 意匠権

意匠権者は、ブルネイで、登録意匠又は類似した意匠に係る物品に対し、製造、輸入、販売、賃貸しをする独占的な権利を有す。

#### 侵害とされる行為

意匠権者の同意なく、以下の行為を行うことは侵害とされる。

- \* 意匠権者の独占的な権利を行使する又は他人にそれを認可すること。
- \* ブルネイ国内又は他所で物品の製造を可能とさせる行為をする又は他人に認可すること。

\*意匠が、組み物において作成された場合、組み物の構成物品に対して侵害行為を行うか他人に許可すること、又はそのような意匠権を侵害する構成物品をブルネイで製造するか、他人に製造させるか、製造を可能にする行為を行うこと。意匠令のもとに取得した権利は、財産権である。それ故、侵害に対する救済手段としては、他の財産権の侵害と同様に、差し止め、損害賠償請求、不当利得返還の請求ができる。侵害への対抗措置は、意匠権者が行う。登録証が発行される前に起きた侵害に対しては権利行使できない。更に、権利者が意匠登録を放棄した場合、他人が許可なくその意匠を実施した場合でも、権利行使できない。

意匠においても、他の知的財産同様に、意匠権者は他人にライセンスを供与することができる。意匠権者は専用実施権を許諾し、ライセンシーに権利を譲渡することができる。その場合、専用実施権者は侵害に対し意匠権者と同じ権利を行使できる。そのためには、侵害が発生した時点で専用実施権が有効でなければならない。

## 権利の制限

以下の行為は意匠権の侵害に当たらない。

- \* 研究目的又は個人的及び家庭内での利用
- \* 教育目的での利用
- \* 評価又は分析目的での利用
- \* 意匠権者の同意を得た利用
- \* 安全又は防衛目的で政府の必要による利用

## 権利の消滅

5年毎で2回まで可能な更新の機会において、所定期間内に更新手続きしなかった場合。

## 取消し

意匠登録後、何人も意匠登録の適法性について裁判所に判断を仰ぐことができる。裁判所は意匠が登録要件を満たしていないと判断した場合、登録の無効を命ずる。裁判所は、訴えにより、意匠登録簿に記載された意匠権者の適格がない場合、意匠登録の無効を命ずる。裁判所の意匠登録無効命令により、登録官は意匠登録簿の訂正を行い、意匠の登録は最初からなかったものと見なされる。

## 強制実施権

情報なし。

## 3. 商標

### 1) 根拠法

商標を規定する法律は1999年商標法(2000年5月1日施行)である。

### 2) 一般規定

登録できる商標は、商標、サービスマーク、団体商標、証明商標である。

### 定義

「商標」は、商標の所有者の商品又はサービスを、他者のそれと識別可能にするもので、グラフィックに表わされた、視覚的に認識可能なサイン。

「団体商標」は、商標の所有者である団体が提供する商品やサービスを、他の団体のそれと識別するためのマーク。

「証明商標」は、この商標の所有者が、当該商品又はサービスを、出所、原材料、商品の製法又はサービスの提供、品質、正確さ、その他の点で保証するもの。

\*注釈：「商標」に関する規定は「サービスマーク」に準用され、その際「商品」という言葉は「サービス」に置き換えられる。

## 商標の範囲

商標は言葉（個人の名前を含む）、デザイン、文字、フレーズ、サイン、図形、ロゴ、ブランド、ラベル、色、数字、商品の形、その包装を含む。

## 商標として登録できないもの

以下の商標は登録要件を満たさない。

- \* 識別性がなく、商品の種類の特定、質、量、用途、価値、原産地、商品の生産日、サービスの提供日、又は商品又はサービスの他の特徴を表示するだけの商標。
- \* 以下の要素のみからなるサイン。
  - ・商品の形状を移した形
  - ・生産技術上必要な商品の形状
  - ・商品に実質的な価値を与えている形状
- \* 社会通念や公衆道徳に反する商標
- \* 以下の要素を含む商標
  - ・ブルネイ・ダルサラーム国の王家の紋章、勲章、国家の紋章、勲章、宝物に似せたもの。
  - ・王冠、王家の旗、その他の色付きの模倣表彰。
  - ・サルタン王及び他の王族、その他の色付きの模倣表彰。
  - ・言葉、文字、表彰で、その所有者が王家の庇護または王家の権威を持っているか、最近持つようになったと誤解させるようなもの。
- \* ブルネイ・ダルサラーム国の国旗に似た要素を含む商標は、その商標が誤解を招いたり、著しく危害を与えるものである場合は登録できない。
- \* パリ条約第6条により保護されている WTO 又はパリ条約加盟国または他の国際機関の紋章等。
- \* 既にある商標と同一又は類似し、かつ先の商標が保護されている商品と同一の又は類似した商品を登録しようとする商標であり、公衆に誤解を招くような商標。
- \* 既にある商標と同一又は類似し、かつ先の商標が保護されている商品と同一の又は類似した商品を当り子樹しようとする商標で、登録商標がブルネイ国内で評判を得ている場合、登録商標を利用したり、登録商標の評判を落とすような商標。

## 保護制度

商標の最初の使用者が登録の権利を有する。使用されている又は使用されようとしている商標の所有者と主張する者は商標の登録を出願できる。

著名商標は保護されている。パリ条約で著名と認められた商標で、パリ条約加盟国の国民及び住人、又は同条約加盟国に住居又は実質的な商業上又は産業上の施設を有する者が所有する商標は、その所有者がブルネイ国内でビジネスを営んでいるか否かにかかわらず、保護を受ける。

## 保護期間

保護期間は出願日から10年間である。

## 商標登録の更新

商標の登録は10年毎に更新できる。登録期限が過ぎる前に更新を申請し、更新料を支払わねばならない。

期限が過ぎた後でも効力が失効してから6ヶ月以内であれば、追加の費用を支払い、登録の更新が出来る。

## 商標権

登録商標権者は以下の権利を有する。

\*法に従い、本人又は他人による商標の独占的使用権。

\*侵害に対する法的手段を講ずる権利。

## 侵害とされる行為

取引で、登録商標の指定商品と同一の商品に対し、登録商標と同一の標章を使用する行為。

比較対照宣伝は以下の場合、商標の侵害となる。

\*正当な通商上のやり方で使用されていない場合

\*利用の仕方が正当ではなく、不当な利益を狙ったり、登録商標の特徴や評判を損なうものである場合。

登録商標を、商業用のラベルやパッケージ素材や、宣伝目的で使用した者は、商標権者又は使用許諾を受けた者による許可のない使用であると知るか信じる理由があった場合は、侵害の当事者とされる。

## 権利の制限

規定なし。

## 権利の消滅

商標権者の独占的権利は、登録期間が終了し更新がされない場合消滅する。

## 登録商標

商標に関連し®及び™が使用されるが、®は商標が登録商標であることを示す。一方、™はこのマークが商標として使用されていることを示すだけで、商標法に基づき登録され保護される商標を意味していない。これらマークの使用は法で義務付けられたものではない。

## 強制実施権

規定なし。

## 商標の取消し

商標の登録は以下の状況で取り消される場合がある。

\*登録手続きが終了して5年以内に、正当な理由なく、当該商標がブルネイ国内で商標権者又はその同意を得た者により使用されなかった場合。

\*正当な理由なく、登録商標が中断なく5年間使用されなかった場合

\*所有者の行為又は無為により、指定商品又はサービスに対する登録商標が、通常取引で一般的な名称となった場合。

\*指定商品への登録商標の使用により、公衆の誤解の恐れがある場合。

## 4. 地理的表示

### 1) 根拠法

法規なし

### 2) 一般規定

**定義**

なし。

**保護期間**

なし。

**登録によって得られる権利**

なし。

**権利の制限**

なし。

**5. 著作権****1) 根拠法**

著作権を管轄する法律は1999年緊急（著作権）令（2000年5月1日施行）に含まれる。

**2) 一般規定**

著作権は以下の著作物に含まれる。

- \* オリジナルな文学作品、演劇、音楽、芸術作品
- \* 音声録音物、フィルム、放送又は有線放送
- \* 出版物の印刷上の装丁・装本（アレンジ）

**定義**

「演劇著作物」はダンス又はマイムを含む。

「文学著作物」は、演劇又は音楽著作物以外の、書かれた物、話された物、歌われた物の全てを含み、かつ以下の物を含む。

- \* コンピュータープログラム
- \* 機械で判読できる物又は他の形式であろうと、データ又は他の資料の表又は編集物で、内容のセレクション又はアレンジメントが独創的な物。

「音楽著作物」は、音楽からなる著作物で、音楽と合わせ、歌い、話し、演じる目的の言葉や動作を除く。

「美術著作物」は以下を含む。

- \* 芸術的な質に関係なく、グラフィック作品、写真、彫刻、コラージュ
- \* 建築作品、建物又は建築模型を含む。
- \* 芸術的な技術、技巧作品。

「建物」は固定した構造物又は建物の一部を含む。

「グラフィック作品」は以下のものを含む。

- ・ 絵画、図、ダイヤグラム、地図、表又はプラン
- ・ 版画、エッチング、リトグラフ、木版画又は同様な作品。

「写真」は光又は他の放射物による媒体への記録で、そこにイメージ又はイメージの元となる形が映し出されるものだが、映画の一部ではない。

「彫刻」は彫刻製作のための型や模型を含む。

「映画」は媒体への記録で、動画の作成が出来るものである。



「音声記録」は以下のものをいう。音声記録される媒体、又は再生され、作成される手法にかかわらず、

＊音の再生を意図した音の記録

＊文学、演劇、音楽著作物の一部又は全体の記録で、そこから全体又は一部を再生する音がつくられる記録

「放送」は視覚的イメージ、音声又は他の情報を無線電波で伝達することで、それらの情報は、

＊公衆が合法的に享受できるもの。

＊公衆に提供するために送信されたものである。

「有線放送」は有線放送サービスに含まれるすべてのアイテムを意味する。

印刷物の印刷上のアレンジに関する著作権の意味で使われる印刷物とは、1つ又は複数の文芸、演劇、音楽著作物の全体又は一部の印刷物を意味する。

## 保護システム

著作権は自動的に保護される。著作権を登録する必要はない。ブルネイ国内で著作権者は著作物の複製、複製物の発行、放映、有線放送の番組に組み入れること、著作物の翻案、翻案にかかわる全ての行為、著作物を公衆に伝える事に関する独占的な権利を有す。

## 著作者と著作権者

著作物の著作者はその作品の最初の著作権者である。しかし、文学、演劇、音楽、芸術著作物が雇用契約に基づいた従業員により作成された場合は、契約で定めない限り、雇用者がその作品の最初の著作権者となる。しかし、著作権者が政府、立法議会の場合はこれに属さない。

## 保護期間

文学、演劇、音楽、芸術著作物の著作権は著作者の死亡した年の年末から 50 年が経過した時点で消滅する。

コンピューターで製作した作品であれば、それが制作された年の年末から 50 年が経過した時点で消滅する。

音声記録や映画の著作権が消滅するのは、制作された年の年末から 50 年が経過した時点、又は 50 年間の終了以前に上映された場合、上映された年の年末から 50 年が経過した時点。

放送や有線放送の著作権は、放送が制作された年又はプログラムが有線放送サービスに含まれた年の年末から 50 年が経過した時点で消滅する。

放送や有線放送の再放送は、最初の放送や有線放送の著作権が消滅する時に同時に消滅する。従って、最初の放送や有線放送の著作権の消滅後は再放送に対する著作権は発生しない。

出版物の印刷上の装丁・装本（アレンジ）に対する著作権は、その印刷物が最初に出版された年の年度末から 25 年が経過した時点で消滅する。

## 権利内容

著作権者はブルネイ国内で以下のとおりの独占的権利を持つ。

＊著作物を複製すること

- \* 著作物の複製を一般向けに発行すること
- \* 公に著作物を実演し、映写し、または演奏すること
- \* 著作物を放映し、又は有線放送の番組に含めること
- \* 著作物を翻案すること又は翻案のための行為を行うこと
- \* 著作物を公に知らしめること

著作権者は著作権の侵害に対し対抗する権利がある。著作権は財産権とされるため、著作権者は、損害賠償、差止め命令、不当利得返還の請求が可能。

著作権の利用許諾は著作権の譲渡と同様に取り扱われるため、独占的利用の許諾を受けた者は著作権者と同様の権利を得る。

### **侵害を構成する行為**

著作権の利用許諾なしに著作権者により制限された行為を行うか他人に行わせた場合。

### **権利の制限**

文学、演劇、音楽作品の著作権は、それが文書又は他の手段で記録されない限り、存在しない。作品が記録されたとき、作品は制作されたと見なされる。

著作権は以前の音声記録や映画を複製しただけのものには発生しない。

暗号化した送信は、送信を行った者又は送信の内容を提供した者の許可により、メンバーに解読装置が与えられた場合、法的に受信可能と見なされる。

次の場合、有線放送番組に著作権は存在しない。(1) 有線放送で受信されたものが一般放送を直ちに再送信したものであった場合、又は(2) 他の有線放送の番組又は他の一般放送の著作権に抵触している場合。

出版物の印刷上の装丁・装本（アレンジ）が以前の版の複製であった場合、そこには著作権は存在しない。

## **6. 不正競争防止**

### **1) 根拠法**

特定の根拠法はない。

### **2) 一般規定**

#### **定義**

情報なし。

#### **保護の期間**

情報なし。

#### **登録により与えられる権利**

情報なし。

#### **権利の免除**

情報なし。

## **7. 営業機密**

### **1) 根拠法**

特定の根拠法はない。

## 2) 一般規定

### 定義

情報なし。

### 保護期間

情報なし。

### 登録によって得られる権利

情報なし。

### 権利の除外

情報なし。

## 8. 集積回路の回路配置図

### 1) 根拠法

回路配置図に関する立法は 1999 年緊急(回路配置図)命令 (2000 年 5 月 1 日施行) に見られる。

### 2) 一般規定

#### 定義

「回路配置図」とはオリジナルな回路配置図を意味する。

「集積回路」は、最終的な又は中間的な形態の回路を意味し、その中の素子は、少なくとも1つはアクティブな素子で、幾つか又は全配線が集積的に内部に又は基盤の上に組み込まれ、電子機能を果たすよう意図されたもの。

「回路配置図」は素子を三次元の形状で表現したもので、その中の素子は、少なくとも1つはアクティブな素子で、集積回路の幾つか又は全配線が製造の目的で準備されたもの。

#### 保護制度

権利者による回路配置図の登録なしに法に基づき保護が与えられる。

#### 回路配置利用権の創作者と権利者

回路配置の開発者は回路配置の最初の権利者である。

職務上、回路配置を開発した場合は、特別の契約がない限り、雇用主が最初の回路配置利用権者となる。

回路配置の開発委託を実行する中で回路配置が創作された場合、その作業を委託した者が、特別の契約がない限り、回路配置利用権の最初の権利者となる。

#### 保護期間

保護期間は創作された日に始まる。

保護期間の終了

\* 創作された年の翌年から5年以内に最初に商業利用された場合、最初に商業利用された年の翌年から10年が終了した時。

\* その他の場合は、創作された年の翌年から15年が終了した時。

#### 登録によって得られる権利

有効な回路配置の回路配置利用権者は回路配置の保護期間中、下記の独占的権利を有する。

- \* コピー権 一回路配置図を具体的な形状でコピーする事の許可。
- \* 回路配置図又は回路配置図のコピーを用いて集積回路を製造すること。
- \* 商業的利用権 ブルネイ国内での回路配置の商業利用の許可。

## 侵害と見なされる行為

保護期間中に、回路配置権権利者の許諾なしに権利者の独占的権利を利用するか他人に利用許可すること。

## 権利の制限(非侵害行為)

### \* 悪意のない商業利用

ブルネイ国内で回路配置の利用許諾を受けずに製造された集積回路を商業利用し、又は商業利用を許可した場合に、集積回路を入手した時点で、集積回路が回路配置の利用許諾を得ていないことを知らずにかつ知ることが当然予想されない場合は、侵害とはならない。

### \* 私的利用のための複製

使用目的が私的利用である場合に、回路配置のコピーの作成、又は回路配置又はその複製を使い集積回路を製造すること。

### \* 研究・教育目的のための複製

使用が研究・教育目的である場合に、回路配置のコピーの作成、又は回路配置又はその複製を使い集積回路を製造すること。

### \* 評価・分析

評価・分析目的で、回路配置のコピーの作成、又は回路配置又はその複製を使い集積回路を製造すること。

### \* ライセンスに基づき利用された回路配置の商業利用

### \* 治安・防衛等の為の政府利用

事前に政府が、あらゆる妥当な手順を踏んだにもかかわらず、回路配置利用権者からライセンスを受けることができない場合。

- ・ 回路配置に関し政府により又は政府の名前で行われた行為で、政府にとりその行為を行うことが必要で緊急と思われる場合。
- ・ ブルネイ国の治安と防衛に関する偏見を避けるため又はブルネイが加わる戦争の効果的参戦のため
- ・ 国家の危機又は他の非常事態の間、権力行使や政策執行を支援するため
- ・ 非営利の公的利用のため

## 9. 植物品種

### 1) 根拠法

特定の根拠法はない。

### 2) 一般規定

#### 定義

情報なし。

**保護期間**

情報なし。

**登録によって得られる権利**

なし。

**権利の除外**

情報なし。

**10. 伝統的な知識・民間の伝承・遺伝子**

ブルネイには、伝統的な知識、民間の伝承（伝統的文化表現）または遺伝子を保護する法律はない。

## **第2章 手続きに関する説明**

### **1. 特許の出願/登録手続き**

#### **出願人**

特許を受ける権利は第一義的に発明者に属す。発明の所有者を主張する者はブルネイで特許を出願することができる。国籍や居住に関する制限はない。

#### **出願**

外国の出願人（外国の個人もしくは法人）は、ブルネイに居所を持つ認可を受けた代理人を通して出願しなければならない。

#### **必要書類等**

特許出願に必要な書類は以下のとおりである。

- \* 願書(フォーム1)と所定の料金。
- \* 明細書、発明の詳細な記述と1つ以上の請求項、図面、
- \* 要約書
- \* 発明者の陳述書
- \* 国内に居所を有す代理人への委任状

#### **優先権主張**

ブルネイでは優先権の主張が認められる。パリ条約又はWTOの加盟国に既に出願している特許出願に基づき、12ヶ月以内にブルネイで出願する場合、最初の出願日を優先日として主張できる。

ブルネイのPCT加盟は2012年7月24日に発効した。2012年7月24日及びそれ以降の国際出願ではブルネイを指定国に加えることができる。その後は2011年特許令に従い国内段階に入る。

#### **ステップと手続き**

- ① 上述の出願届と他の全ての必要書類及び特許料の支払い。
- ② 登録官による方式審査
- ③ 出願人は出願日（優先日）から13ヶ月以内に調査請求、その後、21ヶ月以内に審査請求と費用の支払い。又は出願人は出願日（優先日）から21ヶ月以内に調査請求と審査請求の両方を行うことができる。
- ④ 特許公報で出願から18ヵ月後に公開
- ⑤ 審査官による調査と審査
- ⑥ 登録官は審査官の審査結果報告書の写しを出願人に送付。
- ⑦ 出願に瑕疵がなく、補正命令も出されなかった場合、最終的に出願人は特許証の交付を申請する。

#### **補正**

出願届（フォーム1）、発明の記述、請求項、図面、要約に対する補正は関係書式の提出により行う。

出願人は、特許料の支払い以前であれば、自らの意思で特許の付与に関する申請を訂正できる。

特許の明細書の補正は登録官の許可を得て行う。補正は特許公報で公開される。

## 譲渡

特許は譲渡可能である。譲渡の登録は関係書類の提出と規定料金の支払いにより行われる。譲渡書のコピーを出願届とともに提出する。

## 実施許諾

特許権者が特許の実施権を許諾する場合、登録官に対し特許の実施許諾の登録を申請することができる。

特許権者は実施許諾の登録の取り消しを登録官に対し申請することができる。

## 2. 意匠の出願/登録手続き

### 出願人

意匠の所有者のみが登録を行う権利を有する。所有者からの書面、雇用者と被雇用者の関係、またはサービス契約により、譲渡されれば権利の取得は可能である。意匠の所有者が2人以上いる場合は、共同出願にしなければならない。

### 出願

外国の出願人（外国の個人もしくは法人）は、ブルネイに居所を持つ認可を受けた代理人を通して出願しなければならない。

### 必要書類等

意匠の出願には以下が必要である。

- \* 願書（意匠フォーム D1）。
- \* 意匠見本7セット。
- \* 委任状—公証は不要。
- \* 意匠登録局への出願料の支払い。

### 優先権主張

パリ条約又はWTOの加盟国に出願している意匠出願に基づき、6ヶ月以内にブルネイで出願する場合、第1国の出願日を優先日として主張できる。

優先権を主張する文書には最初の出願内容の詳細を含む。

優先権主張の効果は、意匠の新規性等の判断基準として国外の最初の出願日をブルネイ国での出願日として見なすことである。

### ステップと手続き

- ① 登録官は上述の必要書類と出願料を受領後、出願人または代理人に出願日を通知する。
- ② 登録官による出願の方式審査。意匠登録官は実体審査または先行登録意匠の調査は行わない。
- ③ 出願に不備があった場合、登録官は出願人に対し3ヶ月以内に補正するよう通知する。補正命令に従わない場合は出願が拒絶される。
- ④ 出願に不備がない場合、登録官は意匠の登録、公開、意匠登録証の発行を行う。登録後、全ての意匠は意匠原簿に記載され、登録料支払いの確認のため閲覧可能である。意匠登録の出願書類は意匠登録後閲覧可能である。

### 補正

出願書の補正手続は指定された書式提出で可能だが、補正内容は限定的である。

## 譲渡

他国と同様に意匠権は財産であるので譲渡または移転が可能である。移転は、譲渡、抵当権設定、その他、法で認められた方法に従い、移転の登録によって有効となる。譲渡は書面で譲渡人の署名により有効となる。

## 実施権

意匠の実施権許諾は可能である。実施権は実施権者の許可により譲渡又は抵当権設定が可能である。ライセンス又はサブライセンスも他の財産権同様に認められる。ライセンスは登録が可能であり、これによりライセンシーは侵害者に対し法的に対抗できる。

## 3. 商標の出願/登録手続き

### 調査

商標出願前の調査は義務ではないが、望ましい。調査は商標登録局にて調査費用の支払いとともに行う。

### 出願人

外国の出願人（個人又は外国の法人）はブルネイ・ダルサラームに在住する正規の代理人を通して出願しなければならない。

### 出願

商標の出願は商標登録官宛に提出する。

### 必要書類等

商標の出願には以下が必要である。

- \* 願書（商標フォームTM1）。
- \* 代理人への委任状。
- \* 登録が必要となるすべての商品又は役務に対する規定の登録費。
- \* 商標の見本6個。
- \* 商品/役務のリスト。
- \* 文字(語)の英語訳
- \* 文字(語)マークの英語訳

注釈：ブルネイはニース条約で規定された、商品及び役務の国際分類基準に従っているが、現在も第7版を使用中である。

### 商標登録

ブルネイ・ダルサラームは一出願多区分制をとっている。従って、1つの出願で複数の区分の商品や役務をカバーできる。

### ステップと手続き

- ① 出願を受理した後、登録官は出願が要件を満たしているかを審査し、先願商標の調査を行い、実質的な審査を行う。
- ② 要件を満たしていない場合、登録官は出願人に補正を命じ、出願人は登録官から指摘された点を補正し、再提出をする。出願人が登録官の要求を満たさない場合、または指定された期日までに対応しない場合は、登録官は出願を拒絶する。



- ③ 出願が要件を満たした場合は許可される。登録官は公報で出願を公告し、公告日から3ヶ月間、当該商標に対する第三者からの異議申し立てを受け付ける。
- ④ 異議申立がなされた場合、登録官は出願人に通知し、異議申立の手続きが開始される。出願人が異議申立を解決すれば商標は登録される。そうでなければ、出願は却下される。
- ⑤ 異議申し立てがない場合は出願は登録され、登録費の支払いにより、商標登録証が発行される。

## 商標権者の変更と譲渡

他の所有物と同様に登録商標は、商業上の善意悪意にかかわらず譲渡可能である。登録商標の譲渡は、商標権者の署名入りの文書で、譲渡人又は譲受人のどちらかが提出し登録されたときに有効となる。

## 使用許諾

登録商標の通常又は専用使用許諾は可能である。商標の使用許諾は使用許諾者が文書に署名することで有効となる。使用許諾は登録可能で、これにより許諾を受けた者は侵害に対し対抗できる。

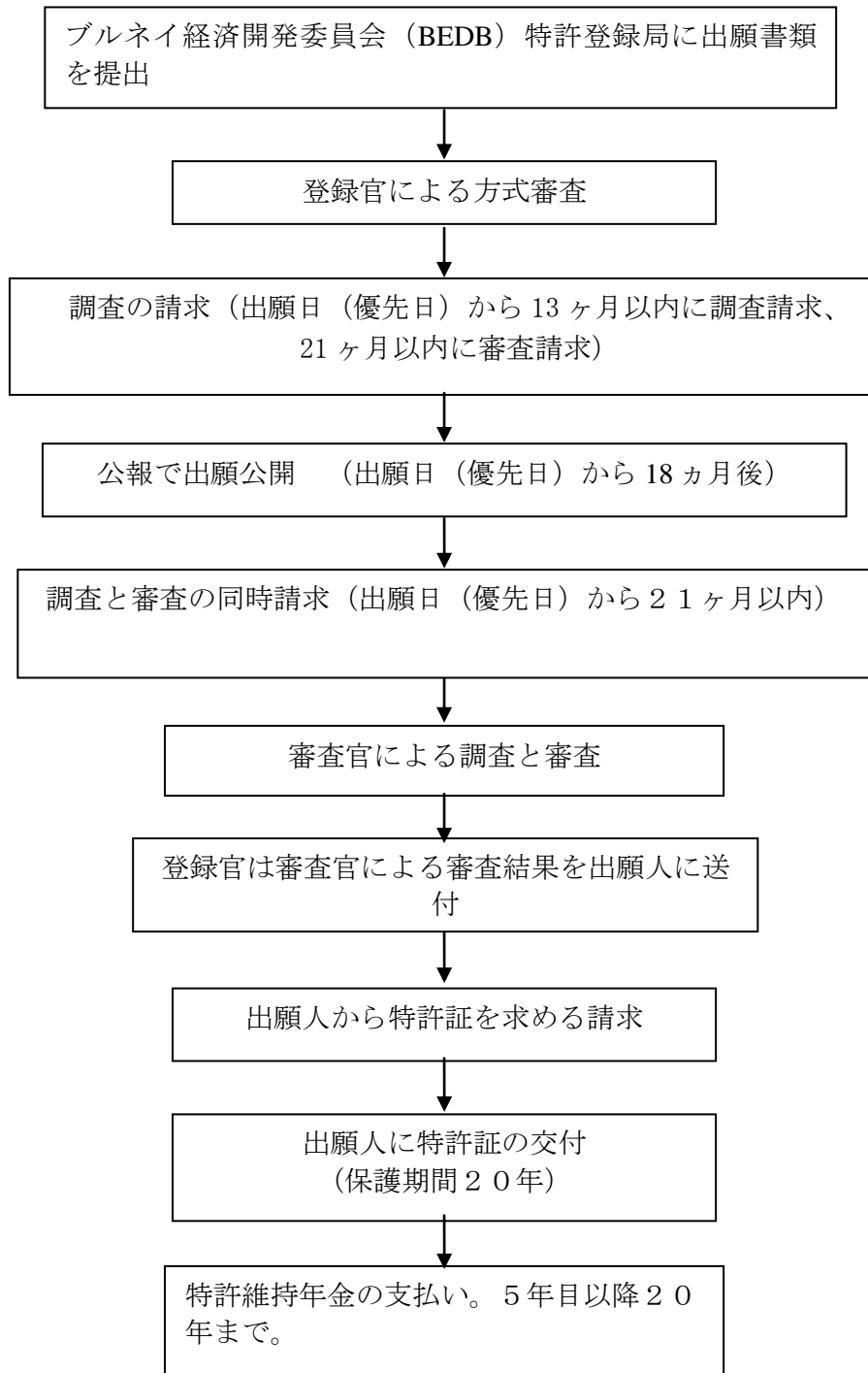
## 優先権

優先権は主張できる。パリ条約締結国あるいはWTO加盟国内で商標出願したものは、最初の出願から6ヶ月以内であれば、ブルネイ国での商標出願で優先権を主張できる。

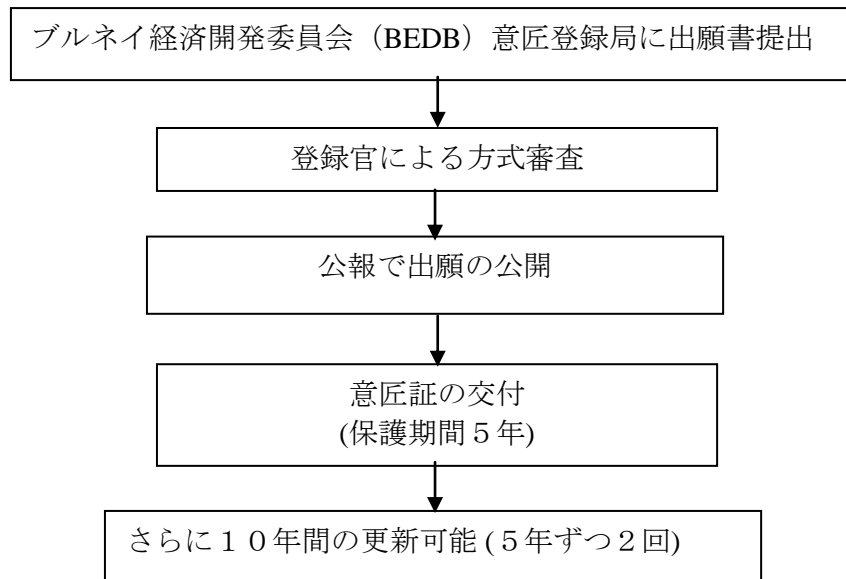
優先権を主張するための必要事項

- ① 最初の出願日
- ② 出願番号
- ③ 国名
- ④ 商品と役務名
- ⑤ 優先権証明書とその英語訳

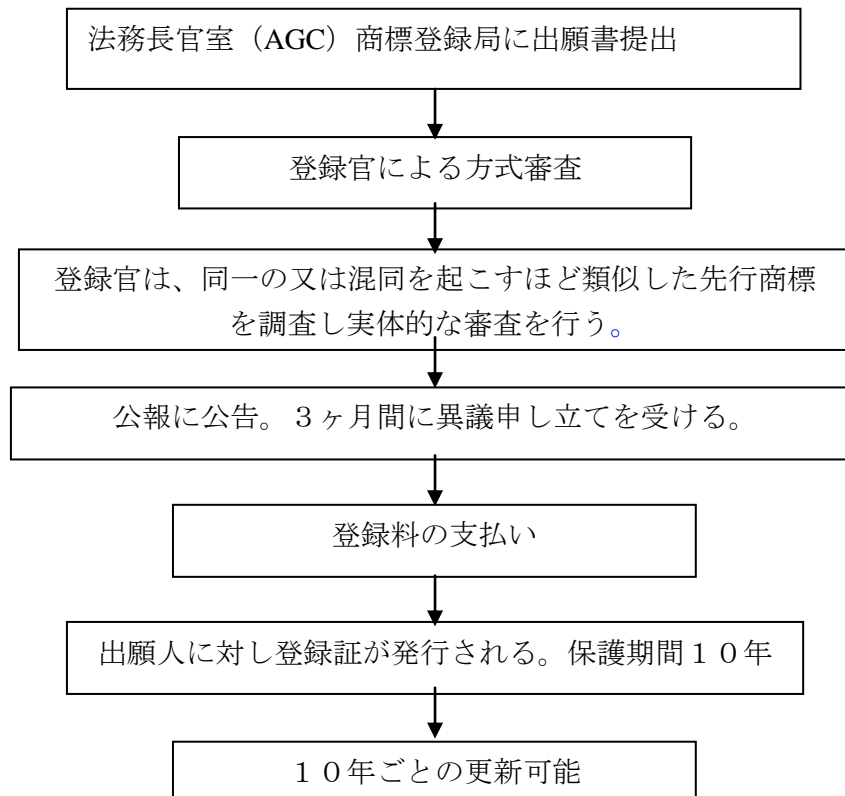
#### 4. 特許出願のフローチャート



## 5. 意匠出願のフローチャート



## 6. 商標出願のフローチャート



## 第3章 権利行使の手続き

### 1. 刑事上の権利行使

#### 1) 警察当局/検察官

知的財産の刑事上の権利行使は主にブルネイ警察と税関局を通して行われる。

ブルネイ警察は「商業犯罪ユニット」と呼ばれる特別ユニットを有しており、ここでは

知的財産の刑事犯罪を取り扱う。

起訴は司法長官室(AGC)の検察官により行われる。

#### 2) 管轄裁判所

##### ①第1審

\*治安判事裁判所 — 知財に関わる全ての事件を取り扱う。

\*中等(intermediate)裁判所と高等裁判所 — 知財の刑事犯罪事件の審理を行う。

罰金額が5,000ブルネイドル以上又は懲役3年以上、あるいは罰金額が10,000ブルネイドル以上又は懲役7年以上(首席判事の命令に従い)の場合、中等裁判所又は高等裁判所が第1審となる。

②高等裁判所 — 治安判事裁判所からの刑事事件の控訴を受ける。

③控訴裁判所 — 高等裁判所又は中等裁判所からの控訴を受ける。

#### 3) 罰則

商標、意匠、著作権侵害に対する刑事罰は罰金と懲役である。侵害品は裁判所の命令により没収される。

特許と回路配置に対する侵害については刑事罰の規定はない。

### 2. 民事上の権利行使

#### 1) 管轄裁判所

##### ①第1審

\*治安判事裁判所 — 知財に関わる全ての事件を取り扱う。

\*中等(intermediate)裁判所と高等裁判所 — 知財の民事事件の審理を行う。

②高等裁判所 — 商標登録官の決定又は治安判事裁判所の民事事件判決に対する控訴を受ける。

③控訴裁判所 — 高等裁判所又は中等裁判所からの控訴を受ける。

#### 2) 特許

特許権者は裁判所に民事訴訟を提起し、差止請求、損害賠償、侵害から得た不当利得返還請求ができる。

#### 3) 意匠

意匠権者は裁判所に民事訴訟を提起し、差止請求、損害賠償、侵害から得た不当利得返還請求ができる。

意匠権者は裁判所に対し、侵害品又は侵害品製造のために特別にデザインされたものを侵害者から没収することを求めることができる。このような命令は侵害品の製造日から6年以内に実施されねばならない。

意匠権者は侵害品の処分を申請することができる。裁判所は侵害品の没収又は破壊を命じることができる。

#### 4) 商標

商標権者は、侵害者が登録商標を無断で使用したことを示すことができれば提訴できる。全ての侵害訴訟では、商標権者は商標の登録証を証拠として提示しなければならない。

損害賠償、差止請求等の救済手段が可能である。

侵害への対抗手続きは商標の登録日から可能であるが、侵害に対する損害賠償は出願日にさかのぼって請求できる。

商標についての登録された専用使用権者は、自ら侵害訴訟を起こす権利がある。

通常使用権者はライセンス契約の条項に従い、自らの利益保護のため、商標権者に侵害訴訟を求める権利がある。請求から2ヶ月以内に侵害訴訟が起こされなかった場合、ライセンシーは、商標権者が共同原告となった場合に限り、自ら侵害訴訟を起こすことができる。

商標権者は、商品が同一又は類似した特長を持っているかどうかにかかわらず、他人が登録商標と同一又は類似した商標を使用することを禁ずる権利がある。類似性の場合、商標権者は、公衆に混乱を起こすほど類似していることを証明する責任がある。

著名と思われる商標の権利者は、商品が同一又は異なっても、権利者の同意なく、同一又は類似の商標を他人が使用することを禁ずる権利がある。

未登録商標については詐称通用を根拠に訴えを起こすことが可能である。

#### 5) 著作権

著作権者又は独占的利用許諾を受けた者は損害賠償、差止請求、不当利得返還の請求を行う権利がある。

著作権者は裁判所に対し模倣品又は侵害品の引き渡し命令を請求することができる。このような命令は侵害品が製作された日から6年以内に実行されねばならない。

### 3. 税関での取締り

著作権者が税関局に書面で以下の請求をすることは可能である。

①出版された文学著作物、演劇、音楽著作物の著作権者は、

\*当該著作物の著作権者であることを主張する。

\*税関に対し、著作権が存続する期間内で5年を超えない範囲で、著作権を侵害した印刷物が税関の管理下に入った場合、禁制品として扱うことを要請すること。

②音声記録物又は映画の著作権者は、

\*当該著作物の著作権者であることを主張する。

\*著作物の違法な複製物がブルネイに到着する予定の日時と場所を通知すること。

\*違法な複製物が通関した場合に禁制品として扱うことを要請する。

注記：著作権以外の知財権侵害に関する税関の手続きについては情報なし。

## 第4章 知的財産に関する各種統計

### 1. 特許出願と登録件数

期間：1994年-2012年10月現在

年	出願件数（旧法）	登録件数（旧法）
1994	41	41
1995	42	42
1996	21	21
1997	42	42
1998	32	32
1999	34	34
2000	21	21
2001	21	21
2002	21	21
2003	43	43
2004	31	31
2005	26	26
2006	41	41
2007	64	64
2008	75	75
2009	42	42
2010	41	41
2011	53	53

\* 上記は 2011 年まで法務長官室（AGC）で受理した出願と特許付与件数（旧法）

事項	総件数
2011 年新特許令に基づく出願	27
PCT 出願	1
2011 年特許令第 115 条に基づく出願（移行措置）	46
特許料の支払い申請	138
譲渡の登録申請	16
特許権者変更届け	4

\* 上記は 2012 年にブルネイ経済開発委員会（BEDB）特許登録局で受理した出願等の件数(2012年10月11日現在)

## 2. 意匠の出願と登録件数

期間：2000年-2012年9月現在

年	出願件数	登録件数
2000	3	3
2001	4	4
2002	5	5
2003	14	13
2004	3	2
2005	3	3
2006	11	11
2007	9	9
2008	17	17
2009	31	31
2010	12	12
2011	20	17
2012	19	16

## 3. 商標の出願件数と登録件数

期間：1994年-2012年9月現在

年	出願件数	登録件数
1994(旧法)	1,011	627
1995(旧法)	1,177	616
1996(旧法)	1,500	998
1997(旧法)	1,713	1,194
1998(旧法)	1,167	1,670
1999(旧法)	1,106	1,352
2000	1,423	1,288
2001	768	597
2002	609	486
2003	806	507
2004	791	337
2005	846	581
2006	685	430
2007	860	460
2008	944	171
2009	649	130
2010	725	699
2011	857	596
2012	743	591

## 4. 権利行使の統計 (統計なし)

刑事、民事、税関とも各年の権利行使関係の統計なし。

## 第5章 知的財産関係官庁

### 1. 登録関係官庁

#### 特許登録局 (Patent Registry Office )

Knowledge Hub, Block B26  
Simpang 32-37, Anggrek Desa  
Bandar Seri Begawan BB3713  
Brunei Darussalam.  
Tel: (673) 2380965  
Fax: (673) 2380545  
URL: [www.brunei-patents.com.bn](http://www.brunei-patents.com.bn)

#### 意匠登録局 (The Registry of Industrial Designs)

Knowledge Hub, Block B26  
Simpang 32-37, Anggrek Desa  
Bandar Seri Begawan BB3713  
Brunei Darussalam.  
Tel: (673) 2380965  
Fax: (673) 2380545  
URL: [www.brunei-patents.com.bn](http://www.brunei-patents.com.bn)

#### 商標登録局 (The Registry of Trade Mark)

1st Floor, The Law and Courts Building,  
KM 1, Jalan Tutong,  
Bandar Seri Begawan BA1910,  
Brunei Darussalam  
Tel: (673) 2231200  
Fax: (673) 2231230  
URL: [www.e-registry.agc.gov.bn](http://www.e-registry.agc.gov.bn)

注記: 以前は意匠、特許、商標は法務長官室 (AGC) の管轄下であった。  
2011年特許令が2012年1月1日に施行され、特許登録局 (PRO) は  
AGC からブルネイ経済開発委員会 (BEDB) に移管された。  
意匠登録局は2012年10月1日に、AGC から BEDB に移管された。  
商標登録局は従前どおり、法務長官室 (AGC) の管轄下である。

### 2. 権利行使関係官庁

#### ブルネイ警察 (The Royal Brunei Police Force) 商業犯罪部

Block 2C, Jalan Ong Sum Ping  
Bandar Seri Begawan  
Brunei Darussalam  
Tel: 00673 2222001  
Fax: 00673 2232008  
URL: <http://www.polis.gov.bn>



**財務省税関局 (Royal Customs and Excise Department)**

Jalan Menteri Besar  
Berakas BB3910  
Negara Brunei Darussalam  
Tel: (673) 2382333  
Fax: (673) 2382666  
E-mail: [info@customs.mof.gov.bn](mailto:info@customs.mof.gov.bn)  
URL: <http://www.mof.gov.bn>

**法務省法務長官室 検察庁 (Prosecutor Office )**

The Law Building  
Bandar Seri Begawan BA 2016  
Brunei-Darussalam  
Tel: 006732 2244 872/244 025  
Fax: 006732 222 720/223 243  
URL: <http://www.agc.gov.bn>

**中等裁判所 (The Intermediate Court)**

高等裁判所、最高裁判所ビル内  
Bandar Seri Begawan  
Negara Brunei Darussalam  
BA1910  
Tel: (673) 2243939 to 46  
Fax: (673) 2241984  
URL: <http://www.judicial.gov.bn>

**高等裁判所 (The High Court)**

高等裁判所、最高裁判所ビル内  
Bandar Seri Begawan  
Negara Brunei Darussalam  
BA1910  
Tel: (673) 2243939 to 46  
Fax: (673) 2241984  
URL: <http://www.judicial.gov.bn>

## **第6章 知的財産権法律事務所情報**

### **Ahmad Isa & Partners**

Unit Nos. 405A-410A 4<sup>th</sup> Floor

Wisma Jaya Jalan Pemancha

Bandar Seri Begawan BS8811,

Brunei Darussalam

Tel. : +673 2239091

Fax. : +673 2239095

E-mail: [Aisha@ahmadisapartners.com.bn](mailto:Aisha@ahmadisapartners.com.bn)

[Siti@ahmadisapartners.com.bn](mailto:Siti@ahmadisapartners.com.bn)

URL: [www.ahmadisapartners.com.bn](http://www.ahmadisapartners.com.bn)

## 【特許庁委託事業】

本レポートは、日本貿易振興機構が2013年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。